平成２５年（再イ）第１６７号

横浜市青葉区荏田町231番地１　ファミールあざみ野805

再生債務者　北永　正則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年11月20日

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３号

兵庫県赤穂市高雄1748番地

再生債務者　尼子　龍也

1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年12月16日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月６日から平成26年１月20日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（再ロ）第１号

茨城県鹿嶋市大字浜津賀537番地55

再生債務者　矢川　武夫

1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月６日から平成26年１月27日まで

水戸地方裁判所麻生支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号

仙台市泉区桂１丁目14番地の４　パークハウスフェリシアW904

再生債務者　井上　　崇

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年12月11日まで

平成25年11月20日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第３号

新潟県村上市瀬波上町２番25号

再生債務者　小田　和博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年12月11日まで

平成25年11月20日

新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（再ロ）第３号

奈良県磯城郡田原本町大字三笠182番地の１６

再生債務者　影山さおり

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年12月17日まで

平成25年11月19日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００４３号

東京都江戸川区中央４―19―31

再生債務者　堀　　雄二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年11月15日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1333番地　町住向陽団地52―１―10

再生債務者　田代アキ子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年11月19日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１００３７号

東京都練馬区石神井台３―31―１―305

再生債務者　林　　仁一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年11月15日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

愛媛県西条市楠甲349番地６

再生債務者　村上　　愛（旧姓小三・三原）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年11月19日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（再ロ）第６号

埼玉県本庄市駅南１丁目１番18号　ラディアス本庄ビューテラス902号

再生債務者　新井　　稔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年11月20日

さいたま地方裁判所熊谷支部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成25年11月８日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 25 年 11 月 28 日

鹿児島県鹿児島市山下町１番１号

南日本銀行厚生年金基金

清算人　久保田忠雄

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成25年11月８日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条により公告します。

１．清算人氏名　久保田忠雄

２．住所　鹿児島県霧島市国分郡田220番地８

平成 25 年 11 月 28 日

南日本銀行厚生年金基金

吸収合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年一月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年十二月二十日を予定しております。

乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月三十日

掲載頁　七十一頁（号外第一六五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月三十日

掲載頁　七十三頁（号外第一六五号）

平成二十五年十一月二十八日

東京都豊島区東池袋一丁目三四番五号

（甲）株式会社ハローコミュニケーションズ　代表取締役　和田　英明

神奈川県横浜市西区北幸二丁目六番二号

（乙）株式会社ＢＣコミュニケーション　代表取締役　馬場　　智

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲及び乙の評議員会の承認決議は平成二十五年六月二十八日に共に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jiia.or.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十二日

掲載頁　九十頁（号外第一五二号）

平成二十五年十一月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目八番一号

（甲）公益財団法人日本国際問題研究所　理事長　野上　義二

東京都港区三田一丁目四番二八号

（乙）一般財団法人世界経済調査会　理事長　鳥居　泰彦